

A案 グリーン

自転車安全利用五則について確認しよう!!

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



自転車は自動車と同じ「車両」の一種です。車道の左側端通行が原則、歩道通行は例外です。歩道通行する際は歩行者優先で通行を!



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

事故が多いのは交差点。信号・一時停止を必ず守り、左右と後方を確認してから進みましょう。

3 夜間はライトを点灯



夜間走行時にはライトを点灯して、前方を確認し、また、ほかの車両や歩行者から見えるようにしましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車の飲酒運転はクルマと同じく大変危険です。判断力、操作能力が著しく低下します。二日酔いでも飲酒運転です。



5 ヘルメットを着用

令和7年中の自転車乗用中の死者の約4割が、頭部を負傷しており、頭部を保護することは極めて重要です。子どもだけでなく大人もサイズの合ったヘルメットを正しく着用しましょう。また、乗車用ヘルメットはSGマークなど安全認定基準に適合しているか確認しましょう。

自転車損害保険の重要性について知ろう!

自転車損害保険に入っていますか?

さいたま市では自転車を運転する場合、自転車損害保険等への加入が**義務**となっています。自転車事故は軽く見られがちですが、加害者となった場合は高額な賠償責任が生じることがあります。実際に、平成25年7月4日の神戸地方裁判所判決では、**約9,521万円**の賠償責任が認められた事例もあります。

自転車損害保険は、自転車の利用によって他人にけがをさせた場合などに、損害の一部または大部分を補償できるものです。

保険によっては有効期限が設定されていたり、毎年の更新が必要な場合もあります。この機会にぜひ、ご加入中の保険について、補償内容や更新状況をご確認ください。



さいたま市PRキャラクター
つなが電ヌウ

SDGs子どもユニット ミドリーズと一緒に 守ろう 交通ルール!



横断歩道の前では
ててて!とまって!

自転車で急ぐ気持ちに
ハート♡ブレーキ

ひともくるまもじてんしゃも のびのびシティさいたま市

さいたま市交通安全対策協議会・さいたま市

協力：NHKさいたま放送局